基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年５月31日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成30年	室蘭	13－2	二股温泉	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	〃	13－3	賀老高原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	久遠	１－１	狩場山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	野辺地	15－2	野辺地	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16－1	乙供	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡	13－2	渋民	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15－4	志和	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡東	15－4	舘	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	７－２	油川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	白河	10－2	棚倉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大多喜	９－１	上総長者	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	16－4	皆野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	８－２	本牧	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	８－４	戸塚	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10－2	立川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	横須賀	13－1	小田原北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	12－2	松原湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12－4	蓼科	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	12－2	身延	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡	９－１	南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	７－１	穂高岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	７－２	上高地	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	４－１	上久堅	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	５－１	末川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	５－３	木曽西野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10－1	滝越	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12－1	恵那	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮津	８－１	小浜	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	８－２	久坂	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山	16－1	海南	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高梁	８－２	総社西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高知	５－１	伊予新宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	広島	12－1	大君	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	15－4	阿蘇山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16－3	肥後吉田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮崎	９－４	田野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本	５－２	黒木	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島	９－１	湯田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	唐津	４－４	今福	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	８－２	志佐	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成30年６月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第９６号

秋田市広面字広面117番地

債務者　佐藤　和彦

1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木元　愼一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９９号

秋田市仁井田新田１丁目12番19号

債務者　鈴木　武弘

1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石田　英憲

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時15分

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１００号

秋田市仁井田新田１丁目９番19号

債務者　吉岡　　朗

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三浦　広久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７号

兵庫県伊丹市春日丘６丁目68番地２

債務者　笠松　浩幸

1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安達　絵里

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時35分

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２８号

高知市北新田町17番３号　コーポマルベリ503号

債務者　小島　美紀

1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２５号

福岡県直方市大字感田1871番地10

債務者　須藤　玄明

1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　楠田　瑛介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで

福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１５８号

大阪府泉佐野市中庄1025番地　楓こころのホスピタル内、住民票上の住所大阪府泉佐野市大木90番地

債務者　根来　光昭

1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３３３号

兵庫県神戸市北区道場町生野1172番地の992

債務者　小澤　道子

1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで

神戸地方裁判所第３民事部